〇総務省令第

号

統 計 法 平 成 + 九 年 法 律 第 五 十三号) 第 五. + 六 条 の 二 \mathcal{O} 規定に基 づ き、 経 済 セ ン サ ス 基 礎 調 査 規 則

 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 め る。

令和六年 月 日

総務大臣 松本 剛明

経 済 セ ン サ ス 基 礎 調 査 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 する省 令

経 済 セ ン サ ス 基 礎 調 査 規 則 平 成 \equiv + 年 総 務 省 令 第 兀 + 六 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 正 す る。

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

 \mathcal{O}

傍

線

を

付

L

た

部

分

を

ک

れ

に

順

次

対

応

す

る

改

正

後

欄

に

撂

げ

る

傍 規 線 定 を \mathcal{O} 付 傍 線 L た を 付 規 定 た 以 部 下 分 \mathcal{O} 対 ょ う 象 規 12 定 改 _ 8 لح 改 1 う。 正 前 欄 は 及 U そ 改 正 \mathcal{O} 標 後 欄 記 部 に 対 分 応 が 同 L 7 __ 掲 \mathcal{O} ŧ げ る \mathcal{O} そ は 当 \mathcal{O} 標 該 記 対 象 部 規 分 定 12 を 改 重

正 後 欄 に 撂 げ る Ł \mathcal{O} \mathcal{O} ょ う に 改 \emptyset そ \mathcal{O} 標 記 部 分 が 異 な る ŧ \mathcal{O} は 改 正 前 欄 12 撂 げ る 対 象 規 定 を 改 正 後

欄 に 撂 げ る 妆 象 規 定 لح L 7 移 動 L 改 正 前 欄 に 掲 げ る 妆 象 規 定 で 改 正 後 欄 に れ に 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を 掲

げ 7 1 な 1 ŧ \mathcal{O} は ح n を 削 り、 改 正 後 欄 に 掲 げ る 対 象 規 定 で 改 正 前 欄 に . __ れ 12 対 応 す る ŧ \mathcal{O} を 掲 げ

ていないものは、これを加える。

第七条 経済センサス基礎調査は、次に掲げる事項に限る。)をそれぞれ調査する。 の場合には第一号に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の経営組織そのににより作成された経済センサス基礎調査調査用名簿に記載されている調査事業所に係るものににより作成された経済センサス基礎調査調査用名簿に記載されている調査事業所に係るものににより作成された経済センサス基礎調査調査明名簿に記載されている調査事業所に係るものににより作成された経済センサス基礎調査は、次に掲げる事項(以下「調査事項」という。)のうち、甲調査(調査事項等)	 乙調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年六月一日現在によって行う。 年(第九条第三項において「実施年」という。)の六月一日現在によって行う。 申調査は、直前の経済センサス基礎調査(甲調査に限る。)を行った年から五年目に当た調査日) 	、別への怪者に係らず進行のよう雇用者のいいもの)のうち、中分類九六―外国公務に属	業(小分類七九二―家事サービス業に限る。)に属する事業所三 大分類N―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九―その他の生活関連サービス	□ 大分類B─漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの	大分類A-農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの 大分類A-農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの 大分類A-農業、林業に属する事業所のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所 (以下「調査事業	第四条 経済センサス基礎調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類 第(調査の対象) (調査の対象) (調査の対象) (調査の対象) (調査の対象) (調査の対象が必要がある。 (第二条 経済センサス基礎調査は、全ての産業分野における事業所及び企業の産業、従業者規模 第(調査の目的)	改正後
(調査事項等) 名簿に記載されていない事業所をいう。以下同じ。) に関する事項 名簿に記載されていない事業所をいう。以下同じ。) に関する事項等) 名簿に記載されていない事業所をいう。以下同じ。) に関する事項を入び第二号に掲げる事項をそれぞれ調査する。 	「新設」	(新設) (新設) (新設) (おおり 東た 地域 として 終発 プログ 対 な る 地域) に ある 事業 戸	尾面が困難な也或として必务大臣の官める也或)こある事業所でいる地域として必务大臣の官める也或)これに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の影響により経済センサス基礎調調査困難地域(東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地大分類R―サービス業(他に分類されないもの)のうち、中分類九六―外国公務ス業(小分類七九二―家事サービス業に限る。)	イ 大分類V―主舌掲車ナービス業、呉楽業のうら、中分類七九―その也の生舌掲車ナービニ 日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げるものに属する事業所ロ 大分類A―農業、林業 るものに属する事業所であって、個人の経営に係るもの	法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち次に掲げう。) について行う。	第四条 経済センサス基礎調査は、次に掲げる事業所を除く事業所(以下「調査事業所」とい(調査の対象) (調査の対象) と並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。 的構造を明らかにし、経済センサス活動調査の実施中間年における経済構造統計を作成するこ	第二条 経済センサス基礎調査は、全ての産業分野における事業所及び企業の活動状態等の基本(調査の目的)	改正前

イ 名称及び電話番号 乙調査に関する事項 [ロ・ハ 略] 削る イ・ロ略 職員数 主な事業の内容 事業所の開設時期 法人番号 資本金又は出資金・基金の額 企業・団体全体の年間総売上(収入)金額 経営組織 事業所の年間総売上(収入)金額 事業所の主な事業の内容 事業所の従業者数 本所・本社・本店の名称、電話番号及び所在地 単独事業所、本所等、支所等の別 企業に属する事業所の従業者数 企業に属する事業所の所在地 企業に属する事業所の名称及び電話番号 企業・団体全体の主な事業の内容 企業に属する事業所の開設時期 企業に属する事業所の年間総売上(収入)金額 企業に属する事業所の主な事業の内容

総務大臣は、経済センサス基礎調査に用いる調査票の様式を定めたときは告示する。

[削る]

従業者数 活動状態 主な事業の内容

「イ・ロ 同上」

業態

消費税の税込記入、税抜記入の別

事業所の年間総売上(収入)金額

経営組織 開設時期

単独事業所・本所・支所の別

法人番号

本所・本社・本店の名称

本所・本社・本店の電話番号

組織全体の主な事業の内容 本所・本社・本店の所在地

組織全体の年間総売上(収入)金額

職員数

資本金等の額

前号以外の調査事業所に関する事項 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

イ|| 名称

[ロ・ハ 同上]

[新設]

[新設]

2 総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。 (統計調査員)

第七条 法第十四条に規定する統計調査員として甲調査の事務に従事させるため都道府県に設置 されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者(次の各号のいずれかに 該当する者を除く。)とする。

- 方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一条第一項第三号に規定する徴税吏員 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第二条第十一号に規定する徴収職員及び地
- じ。)への質問などによる活動状態等の把握、担当調査区における調査票の配布、担当調査区内 観による確認又は調査事業所の事業主(当該調査事業所の事業を管理するものをいう。以下同 当調査区(市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。)内の全ての事業所について、外 二 警察法 (昭和二十九年法律第百六十二号) 第三十四条第一項及び第五十五条第一項に規定 統計調査員は、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の調査実施上の指導を受けて、担 する警察官

にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成及びこれらに附帯する事

[削る]

[削る]

(名簿の作成)

ものとする。

ものとする。

ものとする。

ものとする。。

(調査の方法及び期間)

第九条 甲調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

- の提出を受ける方法 | 総務大臣が調査票を調査事業所ごとに郵便等により送付し、及び郵便等により当該調査票
- あっては|市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)が、特別地方公共団体(特別区を除く。|第二県知事が、市町村(特別区を含む。第十二条第三項第三号ハにおいて同じ。)の調査事業所にとっては総務大臣が、都道府県の調査事業所にあっては都道府|2

務を行う。

める事項を市町村長に通知し、及び総務大臣に報告するものとする。 都道府県知事は、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定

(統計調査員の身分を示す証票)

ければならない。 統計調査員は、その事務を行うときは、前項の証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しな

(調査区の設定及び修正)

定するものとする。 第九条 市町村長は、総務大臣の定めるところにより、当該市町村の区域を区分して調査区を設

帳その他の調査区関係書類(以下「調査区地図等」という。)を作成する。 総務大臣は、前項の規定により市町村長が設定した調査区に基づき、調査区地図、調査区台

(名簿の作成)

情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス基礎調査調査用名簿を作成するものとする。調査に先立って、法第二十七条第一項に規定する事業所母集団データベースに記録されている第十条 総務大臣は、経済センサス基礎調査を正確かつ円滑に実施するため、経済センサス基礎

(調査の方法及び期間)

→ 所ここ巴室)こ間室事業所 充計閲覧員ぶ閲覧裏を閲覧事業所ごここ記方し、をぶ窓券に法により行う。
法十一条 甲調査は、調査事業所について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方第十一条

十四条第三項第一号において「郵便等」という。)により当該調査票の提出を受ける方法法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(第条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同臣が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二一 新たに把握した調査事業所 統計調査員が調査票を調査事業所ごとに配布し、及び総務大

- などして調査票に記入する方法 前号以外の調査事業所 統計調査員が外観による確認又は調査事業所の事業主へ質問する
- 公共団体(特別区を除く。第十四条第三項第二号ニにおいて同じ。)の調査事業所にあっては都県知事が、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の調査事業所にあっては市町村長が、特別地方、乙調査は、国の調査事業所にあっては総務大臣が、都道府県の調査事業所にあっては都道府

れぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。十二条第三項第三号ニにおいて同じ。)の調査事業所にあっては都道府県知事又は市町村長がそ

までの間においてそれぞれ行う。の規定による乙調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年五月一日から七月三十一日の規定による日調査は、実施年の五月一日から七月三十一日までの間において、前項

3

[削る]

| り行う。 | り行り。 | りがられぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することによ

三十日までの間においてそれぞれ行う。 て、前項の規定による乙調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年四月一日から六月3 第一項の規定による甲調査は、平成三十一年六月一日から翌年三月三十一日までの間におい

(事務の委託)

は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。 る第七条第二項の規定により統計調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又第十二条 都道府県知事は、多数の事業所がある施設について、当該施設にある調査事業所に係

- 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 第一項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同

第八条の見出し		第七条第三項			第七条第二項
統計調査員の身分を示す証票	当該統計調査員の氏名	統計調査員を設置した	担当調査区	同じ。) 同じ。) 担当調査区(市町村長から指	統計調查員
委託管理団体証	委託管理団体の名称	た にいる第二項の事務を委託し でいる第二項の事務を委託し を が計調査員が行うこととされ	委託管理施設	- 設」という。) - 設」という。)	第十二条第一項の規定により都道府県知事から統計調査員が行うこととされているこの項の事務を委託された多数の事業所がある施設を管理し、事業所がある施設を管理し、中(以下「委託管理団体」という。)

る報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行事業主が報告しなければならない。項に掲げる事項のうち甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項につ法)	る報告は、次の各号に掲げる <u>区分</u> に応じ、事業主が報告しなければならない。項に掲げる <u>事項</u> のうち甲調査又は乙調査の法)	3 前二項の規定による報告は、 第十四条 第六条第一項に掲げる いて、調査事業所の事業主が報 「2 同上」	3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる経済センサス基礎調査の方法の区分に応じ、第十二条 第七条第一項に掲げる調査事項のうち甲調査又は乙調査のそれぞれの調査に係る事項(報告の義務及び方法)
		[新設]	2 総務大臣は、前項の規定により立入検査を行う者に対し、法第十五条第二項の証明書を交付地の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
		[4 同上]	「4 略」 「4 略」 「4 略」 「4 略」 「4 略」 「5 を変更することができる。
香を行うことが困難な場合には、対象となる地域を指定して、調査の期間に係るものに限る。) に関し、天災その他避けることのできない事故によりの規定による報告があったとき又は乙調査 (総務大臣が調査票を送付し	査を行うことが困難な場合には、対象となるに係るものに限る。) に関し、天災その他避に係るものに限る。) に関し、天災その他避けの規定による報告があったとき又は乙調査	17.7	V : 元 心
	1. 現立に 2. 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 同上]	2 略] Chatan part and an analysis of the control o
は、直ちこ、その言を鄁道府県印事と報告しなければならない。 (次項から第四項までにおいて「調査の期間」という。)に当該調査を行うことが困限る。)に関し、天災その他避けることのできない事故により、第十一条第三項に規町村長は、甲調査又は乙調査(市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に	こ、その言を鄁道府県印事こ報告しなければならない。ら第四項までにおいて「調査の期間」という。)に当該関し、天災その他避けることのできない事故により、、甲調査又は乙調査(市町村長が調査票を送付し、回	離な場合こは、直ちこ、その言。定する期間(次項から第四項ま)に関し、天災第十三条 市町村長は、甲調査又	直らこ、その言を節道符県印事で報告しなければならない。項から第四項までにおいて「調査の期間」という。)に当該調査を行うことが困難な場合には、る。)に関し、天災その他避けることのできない事故により、第九条第三項に規定する期間(次第十条 市町村長は、乙調査(市町村長が調査票を送付し、回収する調査事業所に係るものに限
		(期間の変更)	(期間の変更)
委託管理団体	統計調査員	条第一項及び第二項第十一条第一項並びに第十五	
委託管理団体証	1.11 画		
れている事務委託管理団体が行うこととさの規定により	その事務		
委託管理団体に所属する者	統計調查員	第八条第二項	
委託管理団体証	その身分を示す証票		
委託管理団体	統計調查員	第八条第一項	

2 第十五条 第十三条 [削る] [削る] 道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない 当該各号に定める方法により行うものとする。 た調査事項に係る情報を含む。)の内容が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式 情報を含む。)の審査及び集計を行い、 なければならない。 により調査事業所から回収した調査票を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出し (事業所及び企業の名簿の作成 (調査票等の保存) (結果の公表等) (調査票の提出等) 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から提出された調査票及び第九条第二項の規定 区分に応じ、当該区分に定める者に提出する方法 通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報 により提出する方法 を送信する方法 [イ〜ニ 略] 第九条第一項第二号に掲げる方法 第九条第二項に掲げる方法 第九条第一項第一号に掲げる方法 調査事業所の事業主の使用に係る電子計算機から電気 総務大臣は、 市町村長は、 総務大臣は、調査票を三年間、調査票(第十二条第三項第一号の規定により報告され 第九条第二項の規定により調査事業所から回収した調査票を審査し、 調査票(第十二条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る 調査票に記入し、及び当該調査票を次に掲げる調査事業所の その結果を速やかに公表するものとする。 調査票に記入し、 及び当該調査票を総務大臣に郵便等 都 第十九条 第十六条 3 第十五条 統計調査員は、 4 3 第十八条 市町村長は、総務大臣の定めるところにより、調査区を管理するものとする。 2 ない。 子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録 るとともに、同項の規定に基づき修正した調査区地図等があるときは、 その他の関係書類並びに第十一条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査 二 とともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければなら せて提出しなければならない。 ろにより、当該調査区を修正するものとする。 る。 の他の関係書類並びに第十一条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査 し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。 し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない うものとする。 所名簿その他の関係書類を市町村長に対しその定める期限までに提出しなければならない。 市町村長は、調査区について総務大臣の定める事由が生じたときは、 [新設] 都道府県知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告する (調査区の管理) (事業所及び企業の名簿の作成) (結果の公表等) (調査票等の保存) 市町村長は、都道府県知事に対し前項の規定に基づき修正した調査区地図等の有無を報告す 市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところによ 市町村長は、前項の規定により統計調査員から提出された調査票及び調査区内事業所名簿そ (調査票等の提出等) る方法 都道府県知事は、前項の規定により市町村長から提出された調査票及び調査区内事業所名簿 臣に郵便等により提出する方法、それ以外の調査事業所にあっては統計調査員の質問に答え 分に定める者に提出する方法 一調査区地図等を修正しなければならない。 甲調査 新たに把握した調査事業所にあっては調査票に記入し、及び当該調査票を総務大 イ~ニ 乙調査 調査票に記入し、及び当該調査票を次に掲げる調査事業所の区分に応じ、当該区 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録(電 総務大臣は、 同上 同上 調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとす 第十一条第一項第二号の規定により記入した調査票及び調査区内事業 当該調査区地図等を併 総務大臣の定めるとこ

おいて同じ。)及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存するものとする。 ものとする。 ものとする。) をいう。以下この条において同じ。)及び結果原表が転写されている電磁的記録を永年保存する

表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

備考

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する

(経過措置)

第 条 \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 施 行 後 最 初 0 経 済 七 ン サ ス 基 礎 調 査 \mathcal{O} 実 施 に つ 1 7 0 ک 0 省 令 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 経

済 セ ン サ ス 基 礎 調 查 規 則 以 下 新 規 則 لح 7 う。 第 六 条 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 12 0 1 て は 同 条 中 直

前 \mathcal{O} 経 済 セ ン サ ス 基 礎 調 査 規 則 甲 調 査 に 限 る。 を 行 0 た 年 カゝ 5 五. 年 目 に 当 た る 年 と あ る \mathcal{O}

は、「令和六年」とする。

経 済 構 造 実 態 調 査 \mathcal{O} 対 象と な る ŧ \mathcal{O} に 0 **,** \ て 行 う 調 査 \mathcal{O} 特 例

第三 条 甲 調 査 \mathcal{O} 調 査 事 業 所 0) う ち 経 済 構 造 実 態 調 査 経 済 構 造 実 態 調 査 規 則 平 成 三 + 年 総 務

省 経 済 産 業 省 令 第 号) 第 条 に 規 定 す る ŧ \mathcal{O} を 1 う。 \mathcal{O} 対 象 لح な る ŧ \mathcal{O} に <u>つ</u> ** \ 7 行 う 調 査

は 新 規 則 第 七 条 第 項 第 ___ 号 に 掲 げ る 調 査 事 項 に 0 1 7 は 総 務 大 臣 が 経 済 構 造 実 態 調 査 規 則

第 + 五. 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 総 務 省 統 計 局 長 及 び 経 済 産 業 大 臣 が 保 存 L 7 1 る 調 杳 事 項 情 報 が 転 写 2 れ 7

1 る 雷 磁 的 記 録 カン 5 同 規 則 第 七 条 第 項 第 ___ 号 1 か 5 ホ ま で 1 力 か 5 ソ ま で 及 CK ネ 並 び に 同 項

第 号 1 か 5 ホ ま で ヌ 及 び ル に 掲 げ る 調 査 事 項 に 係 る 内 容 を 電 磁 的 記 録 に 転 写 す る と に ょ り 行

う。 $\sum_{}$ \mathcal{O} 場 合 に お 11 て は 新 規 則 第 七 条 第 九 条 第 + 条 及 び 第 十 二 条 7 ず れ ŧ 甲 調 査 に 係 る 部

分 定 に に ょ 限 る n 0 報 告 次 さ 条 に れ た お 調 1 7 査 事 同 じ 項 12 係 る \mathcal{O} 情 規 報 定 は 又 は 適 用 同 項 せ ず、 第 号 当 該 \mathcal{O} 規 電 磁 定 的 12 ょ 記 録 り 報 を 告 第 + = さ れ 条 た 調 第 三 杳 票 項 第 \mathcal{O} 内 ___ 号 容 と \mathcal{O} 4 規

個 人 企 業 経 済 調 査 \mathcal{O} 対 象 لح な る Ł \mathcal{O} に 1 1 7 行 う 調 査 \mathcal{O} 特 例

第

な

7

第

十

兀

条

及

び

第

十

六

条

 \mathcal{O}

規

定

を

適

用

す

る。

規 電 行 項 n 第 几 う。 定 第 磁 総 項 五. 条 的 第 号) 12 務 \equiv 号 ょ 省 記 甲 り 録 \mathcal{O} 口 統 号 第 調 場 計 報 を \mathcal{O} に 杳 __ 告 第 う 合 局 撂 条 \mathcal{O} さ 5 調 + 12 長 げ 12 売 れ お が 規 杳 る た 条 保 定 事 1 上 調 業 調 第 7 す 金 存 査 査 事 三 る 額 は L 所 票 7 項 及 項 ŧ \mathcal{O} 第 に う \mathcal{O} 新 び 1 \mathcal{O} 内 1 る を ち ___ 規 0 容 号 則 に 調 1 1 個 う 第 掲 \mathcal{O} 査 て 人 0 4 七 げ 票 企 規 は な 条 定 る \mathcal{O} 業 L に 調 内 総 \mathcal{O} 経 7 第 ょ 査 容 務 対 済 調 象 1) 九 事 大 が 第 報 条 項 転 臣 と 査 + 告 に な 写 が 兀 第 個 さ 係 さ る 条 n + 個 る れ ŧ 人 た 及 条 内 て 企 人 \mathcal{O} び 調 業 容 に 企 及 1 第 査 U る 業 経 を 0 + 第 事 雷 雷 経 済 1 六 + 調 項 7 磁 磁 済 条 12 的 調 査 的 行 \mathcal{O} 係 条 う 規 記 記 査 規 調 則 る 規 \mathcal{O} 録 録 定 情 規 則 に か 査 を 昭 報 定 第 転 5 は 適 写 和 又 は 同 十 用 は 滴 す 規 ___ 新 五 す る 条 + 同 用 則 規 る。 年 項 せ 第 \mathcal{O} 則 ず、 第 と 第 総 六 規 12 条 定 七 理 号 当 第 府 ょ に 条 \mathcal{O} 該 ŋ ょ 第 令

لح